

名古屋市立大学総合情報センターと中京大学図書館との相互協力事業に関する覚書

名古屋市立大学総合情報センターと中京大学図書館（以下「両機関」という。）は、名古屋市立大学と中京大学との包括連携に関する協定（平成 30 年 1 月 16 日締結。以下「基本協定」という。）に基づく相互協力事業について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、両機関が相互の協力によって、それぞれの所蔵する図書資料の特徴を活かし、両大学の教育・研究環境の充実を図ることを目的とする。

（相互協力事業）

第 2 条 本覚書により実施する相互協力事業は、次のとおりとする。

- （1） 所蔵資料の閲覧、貸出及び複写
- （2） 職員の資質向上のための情報交流・研修
- （3） その他両機関が必要と認める事業

2 相互協力事業は、両機関が協議して実施するものとする。

（連絡会の設置）

第 3 条 相互協力事業の実施に係る具体的な取組みについて協議するため、連絡会を設置する。

（規則等の尊重）

第 4 条 相互協力事業の実施にあたっては、それぞれの大学が定める規則等を尊重するものとする。

（有効期間）

第 5 条 本覚書は、両機関の代表者が署名した日に発効し、基本協定が存続する間は効力を有する。ただし、両機関のいずれか一方が本覚書の無効を訴えた場合は、その効力を失うものとする。

（雑則）

第 6 条 本覚書に定めのない事項については、両機関で協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書を 2 通作成し、双方 1 通を保管する。

平成 31 年 4 月 1 日

名古屋市立大学総合情報センター長

三澤哲也

中京大学図書館長

中山悠子